Dエリアにおける掘削完了の確認について

■確認調査の目的

これまでの調査で、エリアDについては VOCs が基準超過している範囲が判明している(クー5-n5、10m × 10m × 3m)。この範囲の掘削が終了した後、この範囲を超えて VOCs が基準超過している廃棄物土が拡がっていないか、掘削面(底面および側面)の廃棄物土を目視し、対象物質を調査することにより確認すること。

■確認調査の方法

1. 試料採取方法

- ①掘削終了後の底面および側面4方向の計5地点で調査を実施。
- ②各面での試料採取方法は、次のとおり(下図1参照)。
 - 1) 各面を目視により、県・住民双方で確認。
 - 2) 処分する廃棄物土と同等の性状(土色、地層等)を有するなど、目視で VOCs の基準超過が疑われる領域については、その代表点で採取する。
 - 3) 2)の領域がない場合は、各面の中心点で採取する。
 - 4) 試料採取地点は、現地で県・住民双方了解の上、決定するものとする。
 - 5) 4)で決定した地点の深さ約 50cm の廃棄物土を採取する(VOCs が揮発していないため)。

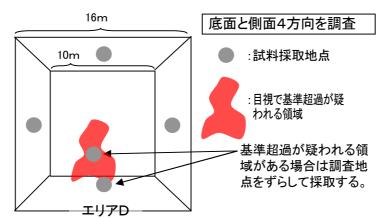


図1試料採取の方法

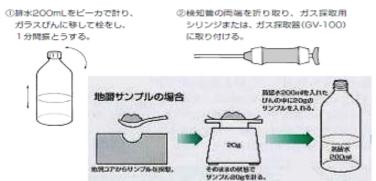
2. 試料分析方法

- ①試料はガス検知管を利用した簡易溶出試験(裏面図2参照)で確認する。対象物質は埋立判定基準を超過しているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シスー1.2ージクロロエチレンとする。
- ②簡易溶出試験で、上記3物質のいずれかが基準超過した場合は、次のとおりとする。
 - 1) 目視で基準超過が疑われる領域 ⇒ その領域を 1m 程度掘進。
 - 2) 領域を確認できない場合 ⇒ 超過した地点の周囲の試料を採取し、基準以下の地点で囲まれた領域を1m程度掘進。
- ③掘進後の各面の廃棄物土を採取し、簡易溶出試験を行う。基準以下になるまで掘進する。

3. 掘進完了の確認

- ①テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン ⇒ 簡易溶出試験で基準以下であれば、同じ試料でベンゼンについて土壌溶出試験を実施する。
- ②①の試料の土壌溶出試験の結果、ベンゼンが環境基準以下であれば、掘進完了。

■測定手順



- ③ガラスびんの栓を外し、 検知管の先端が液面に付 かないように測定する。
- ④測定時間経過後、検知管の目盛を読み取る。
- ⑤排水の温度を測定する。
- ⑥取扱説明書の換算データ を用いて排水中濃度を換算する。



図2 簡易溶出試験の概要

■検知管について

○次のものを使用する。

対象物質	検知管の名称	検知範囲	検知限界	簡易溶出試験での
		(ppm)	(ppm)	測定範囲
テトラクロロエチレン	GASTEC 133LL	0.1~9.0	0.05	0.005mg/L~0.078mg/L
トリクロロエチレン	GASTEC 132LL	0.125~8.8	0.05	0.007mg/L~0.112mg/L
シスー1,2ージクロロエチレン	GASTEC 132LL	0.375~6	0.15	0.0075mg/L~0.12mg/L

